

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」 と社会政策および中間層政策の展開 (七)

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」—第26巻第5号、第6号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕 国家的社会政策の開始=1839年の児童保護規定—第28巻第2号、第29巻第2号、第4号

〔II〕 中間層政策の開始=1845年の営業令

I 考察の対象と意義

(1) 対象とする時期について

(2) 対象とする地域について

(3) 中間層政策を考察する意義について

1) 1845年の営業令以降におけるプロイセンとドイツの中間層政策の概観とその特徴—第36巻第2号

2) プロイセンとドイツの階級社会の特徴

3) 1823年の州議会の設立と官僚制

4) 自由主義的経済政策の展開と州議会

5) 官僚の州議会への進出—以上本号

III 「三月革命」と政策の展開

2) プロイセンとドイツの階級社会の特徴

J. コッカは、革命的断絶のないドイツでは、ナチ独裁制、第二次大戦と敗戦が身分制的伝統を永続的に弱め、連邦共和国がそれまでのドイツの社会史的発展から深い切れ目でもって分離されるまで、身分制モデルと階級社会モデルとが混合関係にあった。すなわち、身分制的伝統が、形成されつつあった階級社会の構造を歪曲したので、第三帝国に至るまで威信—身分—制度 (Prestige-Status-System) と文化生活が前資本主義の—身分制的諸要素によって深く刻印

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開(川本) 59¹⁾
されたと述べ、その例として第二帝制期における中間層政策を指摘している。

そのさい、社会的不平等のあり方を基準に、身分モデルを、法の不平等を前提に、政治的支配への参加の特定の度合に照応した、名誉の特別の形態と物質的生活の相違により、各身分間が区別され、区別された僧侶、貴族、市民、農民といった各身分は、家族に媒介され、出生と個人的選抜により構成され、身分に応じて、各構成員の日常行動の全領域が、因襲的、規範的に規制されると規定し、階級モデルを、法の平等を前提に、市場において取引される所有物(Eigentum)〔財産(Besitz)と自由な処理(Verfügung)の結合の概念〕の相違に表現される経済的不平等に基づく同じ立場と同じ利害から形成されるとし、市場において取引される所有物を物的資本(Eigentum an materiellen Kapital)と、現金化できる労働力(Eigentum an verwertbarer Arbeitskraft)のみでなく、現金化できる特定の能力資格(Eigentum an bestimmten verwertbaren Leistungskompetenzen)の三つに区分し、生産手段の所有と非所有を基準にした財産階級(Besitzklasse)のみでなく、例えば、ある特定の職業集団の熟練労働者からなる能力階級(Leistungsklasse)を設定している。それは、他の職業集団の熟練労働者や不熟練労働者または技師(Ingenieren)とは区別される、特定の同じ職業に従事する者の集団である。なお、同じ人間が賃金労働者として〔消極的〕財産階級に属するとともに、例えば錠前師としての能力階級に属することがあり得るとする。²⁾

つまり、身分モデルは、法と政治関与の不平等⇒それに応じた社会的名誉と生活様式⇒その保持のための物質的生活の基礎、といった連鎖をもち、各身分が家族を中心に因襲的規制の束縛のもとにあるのに対し、階級モデルは、法の平等と個人の自由を前提に、市場を通じて取引される所有物の相違に表現される経済的不平等を基礎に構成されている。そのさい、生産手段の所有、非所有を基準にした財産階級とともに能力階級を設定しているところに J. コッカの概念構成の特徴が示されており、³⁾能力階級が階級と身分の混合理解の手段として使用されるのである。なお、J. コッカは触れていないのであるが、身分モデルを構成するさい、後述するように各身分の基礎に土地所有をめぐる関係が

貫ぬいていることを看過してはならないであろう。つぎに、J. コッカの論述を手がかりに、ドイツ階級社会の特徴を中間層問題と関連させつつ素描しよう。

- 1) Jürgen Kocka, Stand-Klasse-Organisation. Strukturen sozialer Ungleichheit in Deutschland vom späten 18. bis zum frühen 20. Jahrhundert im Aufriß, in, Hans-Ulrich Wehler (Hg.), Klassen in der europäischen Sozialgeschichte, Göttingen 1979, 148.
- 2) Vgl. Ebd., 138-139, 143-144. なお, J. コッカは階級概念を, K. マルクスの表現を使用すれば「即自的階級 (Klasse an sich)」と「向自的階級 (Klasse für sich)」に, M. ウェーバーの言葉でいえば「市場階級 (Marktklasse)」と「社会的階級 (soziale Klasse)」に分けて使用する。「即自的階級」または「市場階級」とは生産手段所有者と非所有者が分離し, 後者が契約に基づき前者に雇傭されることにより「潜在的 (latent)」または「客観的 (objektiv)」な利害対立とその基礎上的の同一の階級状況が形成された場合を指し, 「向自的階級」または「社会的階級」とは「潜在的」利害対立が公然の (offen) 緊張へと導かれた場合を指す。後者の基礎上で, さらに共同の組織が形成され, 共同の行動が他の階級または国家等に対してなされる場合, こうした階級が生じるか否か, どの程度か, いかなる形態においてかは, さまざまな経済的, 社会的, 政治的, 文化的諸要因によって決まり, 地域と時代により異なり, かつ変化する。すなわち, 階級間の相違を示す「階級線 (Klassenlinie)」, 例えば階級間の区別, 緊張または紛争と, これと交叉, 交錯, 重畳しつつ, 階級と関係のない, 階級内部に存在し, これを細分する「非階級的相違線 (die nicht-klassenmäßige Differenzierungslinien)」, 例えば職業, 人種, 宗教, 国民の相違とが存在し, 後者, 例えばある特別の教養ないしは技術を必要とする職業への帰属意識と誇り, または特定の人種または宗教あるいは国への帰属意識と誇りの方が, 前者, すなわち, 階級間の経済的不平等意識やそれを基礎とする緊張または紛争に比して相対的に弱化していれば階級形成がすすむが, 逆の場合は逆になるからである。したがって, 階級の発生または消滅, 発展または衰退過程 (Prozeß der Entstehung oder des Vergehens, der Evolution oder der Devolution), 階級形成の時代と階級退化 (Klassen-Entbildung) の時代が生じ, 衰退の現象として第一次大戦後の数十年を指摘している (Vgl. J. Kocka, Lohnarbeit und Klassenbildung, 21-30)。身分モデルについては, また, Vgl. Barrington Moore, Jr., Injustice. The Social Bases of Obedience and Revolt, London and Basingstoke 1978, 126~128.
- 3) J. コッカは財産階級と能力階級の区別をM. ウェーバーの財産階級と営利階級 (Erwerbsklasse) の区別と同じではないと断っている (J. Kocka, Stand-Klasse-Organisation, 144)。能力階級は, かがが創出した近代ドイツにおける

階級と身分の問題を考察するための概念である。なお、M. ウェーバーの財産階級と営利階級については、Vgl. Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Studienausgabe Erster Halbband, Köln・Berlin 1964, 223-229. M. ウェーバー経済と社会『支配の諸類型』世良晃志郎訳、創文社、1970年、209～217ページ。

3) 1823年の州議会の設立と官僚制

ドイツにおいて階級社会モデルの形成が阻害された要因を J. コッカはつぎのように指摘する。「18世紀と19世紀初頭における国家政策の作用が、就中身分制的基本モデルを空洞化し、階級社会基本モデルの準備に貢献したが、しかし、強力な、革命的断絶のない、官僚制的公権国家の純粋な存在が……階級社会基本モデルと矛盾した。ドイツ政治制度の前民主的、前または半議会主義的構造が官僚政治の相対的自立性を助長したが、この官僚政治は、1780年代においても、1840年代においても、第一次大戦においてはますます、社会経済的に支配的な階級の、単なる支配の道具として理解することのできないものである¹⁾」と。すなわち、革命的断絶のない官僚制的公権国家の存続と前または半民主的な議会主義的構造が官僚政治の相対的自立性を助長し、階級社会モデルを歪めたというのである。

この点を敷衍しながら、以下の考察の焦点を定めよう。革命的断絶のないプロイセンおよびドイツ帝国では、階級社会の局面の進展に伴ない、変容を蒙りつつも、君主の絶対主義的性格が1918年まで維持され、君主の官僚と軍隊という性格が保持されつづけた。ところで、官僚政治の相対的自立性を考察しようとするさい、フランス革命の政治的側圧のもとで、プロイセン改革時に、議会制度の改革が遂行された点が問題を複雑にする。すなわち、近代国家にあっては、立法、司法、行政の三権分立の基礎上で、行政は議会立法に基づいて執行されねばならないからである。

プロイセン官僚政治が相対的自立性を維持するためには、君主の官僚としての性格を議会に対して維持しつづけることを必要とする。これは議会立法に基づく官僚政治の拒否であり、このためには議会構造の前または半民主的性格の

維持が必要となる。しかし、プロイセン改革による経済面での自由主義化⇒工業化への起爆⇒階級社会の形成と展開に伴ない、興隆してくるブルジョアジーは、（法と政治参加の不平等を基礎とする）身分制的、前または半議会主義的構造を打破し、（自由主義経済制度の基礎上での経済的不平等形成の表現としての）経済的富の蓄積を基礎に、階級社会に適合的な議会の民主的構成〔=法と政治参加の平等〕を要求するようになってくる。したがって、プロイセン官僚政治の相対的自立性維持の問題は、自らが遂行した改革の成果としての、経済面における自由主義化と工業化の進展⇒それを基礎とする階級社会への移行⇒議会構成の民主化要求、の連鎖に対して、経済面での自由主義化、工業化の是認⇒階級社会の形成に適応しつつも身分社会の残存維持⇒政治面での前または半議会主義的構成の維持、の連鎖を対置し、前者の連鎖を後者へと転轍することにより解決された。

以下、議会構成の推移を中心に、プロイセン官僚がこの転轍をどのように遂行したか、に焦点を絞って、プロイセン官僚政治の相対的自立性を写し出すことにしよう。なお、そのさい、結論を先どりしていえば、東エルベ地域の農村社会構造と、ここでの考察対象である中間層問題が、この転轍に当って重要な役割を果すことになる。

プロイセンの議会制度はつぎのような展開を示している。18世紀前半にフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、身分制的小邦分立の社会秩序の基礎上で最も厳密な親政の体制を築いた。²⁾フリードリッヒ二世は、戦勝により領土を拡大したプロイセンをヨーロッパの強国にするために、古い絶対主義と訣別し、新しい法治国家を建設する目的で一般国法の制定を意図した。一般国法は、大王の死後1891～1894年に成立したが、プロイセン社会制度の基礎として少なくとも1900年に至るまで存続し、二三の国法的部分（*einige staats- und landrechtlichen Teilen*）はホーエンツォレルン家の退位後も存続した。その内容は「フリードリッヒ大王の国家観のヤヌスの頭³⁾（*Januskopf der friederizianischen Staatsansicht*）」であった。すなわち、「法典は、一方で、伝統的な社会差別を注意深く守り、その結果、法律制度が身分制的編成に適応しなければならず、そ

れどころか貴族に——普通法に反して——身分制的婚姻法が認められ、他方で、多くの命題 (Satz) がすでにフランス革命の理念を先取りし、この作業の結果、プロイセンが他のヨーロッパに一世紀ほど先だったと ミラボー (Mirabeau) が言い得たほどの大胆さでもって、国家主権の考えをその最後の結語に至るまで貫き通した⁴⁾」のであった。

三月前期の議会制度は改革時代の最後を告げる 1823 年の州議会 (Provinzial-landtag) の設立により定置されたが、これは一般国法以前の見地に立つ貴族等族と改革を志向した各省官僚との間の妥協の産物であった。一般国法は、出生、使命または本業 (Geburt, Bestimmung oder Hauptbeschäftigung) にしたがって権利が確定される全国的議会を構想していた⁵⁾。しかし、1823年の州議会は一般国法の構想と二点で相違していた。すなわち、①全国的にではなく州単位で設立され、②出生と職業身分的構想に基づいてではなく土地所有を基準に構成された。1823年 6 月 5 日の法律 (Allgemeines Gesetz wegen Anordnung der Provinzial-Stände, 5. Juni 1823) は「土地所有が身分団体 (Standtschaft) の条件である⁷⁾」と宣言し、土地所有を基準とする三つの団体〔①騎士領所有者、②農業を「本業 (Hauptgewerbe)」として営む農村土地所有者、③一つの営業経営またはその会員を通じ、市参事会において資格を与えられた都市の土地所有者〕が選挙団体 (Wahlverbände) を形成し、土地所有の基準は州や地方行政区 (Landschaft) で異なったのである⁸⁾。

しかし、改革立法は、同時にすべてのプロイセン人に対して土地所有を基準にした三つの身分すべてに道を開いた。改革立法により、出生の特権は除去されたが、①兵役と兵役代替社会奉仕義務 (der Heeres- und Zivildienst) がすべての人に課せられ、将校職への昇進は、1808年 8 月 6 日の服務規定 (das Reglement vom 6. August 1808) により、知識と教養、戦時においては勇気と洞察力を基準になされることになり、②同様に公行政において、1808年12月16日の法律により、「すべての身分と間柄の者のなかの優れた能力をもつ者に」公務員への道が開かれ、③農場売買と土地市場の自由、営業の自由選択、人身的隷属の廃止が宣せられた。この結果、すべてのプロイセン国籍を有する者に、土地

の獲得を通じて、三つの身分のいずれをも獲得する道が開かれたのである。⁹⁾

そのさい、出生に基づく特権が除去されることにより、身分制限は撤廃されたが、身分自体は残った点が重要である。すなわち、①後述するようにかなりの特権が騎士領に附着したまま留まり、②都市市民に対して、かれらに対してのみ、地方自治体に関する諸権利が新たに約束され、③農民に対しては自立への歩みが可能とされた。こうして土地所有を基準とした、法と政治関与の不平等を基礎とする三つの身分は残ったが、土地の獲得を通じて、三つの身分のいずれへも到達する道が開かれるとともに、州議会とともに官僚と将校もまた三つの身分から構成されることになったのである。¹⁰⁾

- 1) J. Kocka, Stand-Klasse-Organisation, 155.
- 2) Otto Hintze, Der preußische Militär- und Beamtenstaat, in, Otto Hintze, Regierung und Verwaltung, Gesammelte Abhandlungen zur Staats-, Rechts- und Sozialgeschichte Preußens, Herausgegeben und eingeleitet von Oestreich, Band I-III, Göttingen 1962, 428. オットー・ヒンツェ「一八世紀におけるプロイセン軍事=官僚国家」, F. ハルトゥング, R. フィーアハウスほか著『伝統社会と近代国家』成瀬治編訳, 岩波書店, 1982年, 335~336ページ。
- 3) H. v. Treitschke, Deutsche Geschichte, Bd. 1, 75. R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 23.
- 4) H. v. Treitschke, Deutsche Geschichte, Bd. 1, 74-75.
- 5) R. Koselleck, Staat und Gesellschaft in Preußen, 87, 訳, 445ページ。ders., Preußen zwischen Reform und Revolution, 337.
- 6) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 70, 339.
- 7) Ebd., 338.
- 8) Ebd., 340.
- 9) Ebd., 339.
- 10) Ebd., 339.

1823年の州議会設立の結果、官僚が唯一の国家身分となった。「一般国法においてすでに国家議会として構想された議会は、地域的州議会に分解されたので、その結果、残っている唯一の国家身分は今となつては官僚層のみとなつたのである」。¹⁾「実際には工場、銀行、商業の代表者と法律家が、土地所有者とし

て現われねばならないという、制限された意味においてはあった」にせよ、自由主義的経済、関税改革の結果、経済的不平等を基礎とする階級状況が形成されてくるにつれ、「議会は経済的利害代表になった、といわれるようになって²⁾いった」。こうして官僚国家と議会において代表される経済社会との間に対立が生じ、「国家と『精神』は官僚においてのみ存在したのであり、議会において代表される社会においては³⁾ではなかったのである」。プロイセン官僚層は宮廷の次にランクされる指導的⁴⁾社会層となったのである。

以上と「国家のなかでの首長」としての君主の存続が、⁵⁾行政官庁の優先的地位と官僚の自立性を結果した。議会では「身分的フォーサイドの背後で階級の利益代表団体が形成され始めた」が、「その政治的権利は、国家の提出する問題の、審議と請願 (Bitte) および抗議 (Beschwerden) に制限され、しかも、決議をベルリンに送るためには、⁶⁾三分の二以上の多数を必要としたのである」。州議会は国家の任務の補助使用人 (Hilfsdiener in staatlichem Auftrag) に留ま⁷⁾った。州レベルでは火災保険、精神病院、貧困者収容家屋と二三のものが州議会の監視下におかれたが、そのさいも州長官に従うに留まり、州議会が政治的審議団体として活動した時には君主に直属したが、しかし州長官が政府任命の王の委員として会議を開催し、終結した。要するに州議会は州行政と何のかかわりもなかったのである。⁸⁾この結果、州議会は州行政外の立法部の政治的審議機⁹⁾関に留まったのである。

そのさい、州議会は王に直属し、八つの州に別れていた。これが二重の結果を招来した。①八つの州の通過を必要とする一般立法は数年から数十年の制定期間を要した〔例えば、II, [I]の3を想起せよ〕。これにより行政は有効性を失った。②他方で有効性を維持するため、法律が人権と財産権への侵害 (Eingriffe in Rechte der Person und des Eigentums) を含んでいるとの理由で、法律に従った手順を避けることにより、州議会が屢々簡略に扱われた。例えば、株式会社法、鉄道法、労働者保護法のような緊急を要する一般法を導入する時には、定められた手続き形態を避け、人権と財産権に関係するとの理由で、各省庁は王冠の国家大権 (der Souveränitätsanspruch der Krone) の背後に隠れたのであ

¹⁰⁾る。このように君主の国家大権を軸に、前または半民主的な議会構造が官僚政治の相対的自立性を助長したのであった。

ところで官僚は、三月前期の経済的指導層がまだ大学教育を受けるところまでいっていなかったのに対し、かれらの地位を大学教育を受けたという教養特権 (Bildungsprivileg) に負い、いくつかの厳しい試験を経て、何よりも国家がかれらの忠誠を期待し得る知性の特別の代表者 (die spezifischer Vertreter der Intelligenz) ¹¹⁾であり、ヘーゲルが『法哲学』において、当時の現実そのものを画いたように、官僚層は民衆とトップの間に立つ「中間層の主要部分」(297節)として、階級社会への移行を開始した社会の住民と、国家との間において国制上の媒介者として、国制の能動的な中核を形成したのであった。¹²⁾そのさい、中央各省と県庁が合議体として評定を行ったのに対し、¹³⁾地区的諸自治団体と直接交渉をもち、州長官とともに支配を行なった郡長 (Landrat) は、東エルベ地域においては、郡議会 (Kreisstände) [=騎士領所有者] の推せん権による郡議会の信任者であると同時に、君主の官吏でもあるという、この官職の成立事情をそのまま継受し、「1808年—12年の間に創出された官庁機構の骨組みは、何も変えられなかった」¹⁴⁾のである。¹⁵⁾

以上のように、1823年の州議会設立後も、官僚は君主の国家大権を軸に、行政官庁の優先的地位を維持しつづけたのであるが、この官僚政治の相対的自立性は、州議会の設立の当初から、議会のもつ二つの問題点により助長された。すなわち、①議会の設立が、国民国家に照応しない州単位に留まった結果、官僚が唯一の国家身分になることにより、また、②州議会の政治的権利が、国家の提出する問題の政治的審議と国家への請願に限定されたことによってである。さらに、三月前期における官僚政治の自立性は、大学を卒業し、厳しい試験に合格したという、当時の他の国民に対する官僚の教養特権により裏打ちされた。教養特権をもつことにより、官僚は社会の住民と国家との媒介者としての機能を果たしたのである。

ここで差し当り、後段の考察との関連で、二点に注目しておきたい。一つは、「プロイセンのように、歴史的伝統をもつことなく突如出現した国家は、思想

の国家、知性の国家とならざるを得ない¹⁶⁾といわれているのであるが、官僚層と本稿で対象とする中間層が、内容は異なるにせよ、ともに底辺と頂点の間に位置し、形態は異なるにせよ、教育と技術修得の基礎上で試験を経た教養特権層と能力階級であるという両者の共通点であり、いま一つは、東エルベ地域の郡長が騎士領所有者の信任者であると同時に国家の官吏でもあるという点である。この点は後に重要な意味をもってくる。

つぎに、この官僚政治の相対的自立性が、自由主義的経済政策の展開の結果、どのように維持されていったのか、の考察に移ることにしよう。

- 1) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 343.
- 2) Vgl. Ebd., 342-343.
- 3) Ebd., 343.
- 4) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 89, 訳, 448ページ。
- 5) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 344-345.
- 6) Ebd., 382.
- 7), 8) Ebd., 382.
- 9) Ebd., 383.
- 10) Ebd., 383-384. Vgl. R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 91-93, 訳, 450~453ページ。なお、ここでプロイセン改革による地方行政機構の再編について述べておこう。1808年12月26日の命令 (die Verordnung vom 26. Dez. 1808) により地方行政機構が改革されたさい、従来通りの道が固守され、県 (Regierung) が中央各省に直結して、ともに合議制に基づいて行政を行ない、州庁は中央各省→県の命令系統外にあって、州内各県の間の利害調整と州議会を監督する権限が与えられ、郡長とともに州長官は支配を行ない、中央各省と県庁が評定を行なうという、専決制 (Präsidialsystem) と合議制 (Kollegialsystem) の二重の機能から構成された。なお、ウィーン会議後のプロイセン行政区画は8州25県329郡である (Vgl. Emil Wolff, *Grundriß der preußisch-deutschen sozialpolitischen und Volkswirtschaftsgeschichte von 1640 bis zur Gegenwart*, Berlin 1909, 125-126, 128. Fritz Hartung, *Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Leipzig・Berlin 1922, 144, 147. F. ハルトゥング『ドイツ国制史—15世紀から現在まで—』成瀬治、坂井栄八郎訳、岩波書店、1980年、342~343, 348~349ページ。なお、原書は1922年の第2版であり、訳書は1969年の第8版に拠っており、大幅な増補がなされているが骨格の部分に変更はない。この点については、訳書、訳者あとがき、523ページを

参照せよ。R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 91-93, 訳, 450～453 ページ。大西健夫『ハルデンベルク租税改革とプロイセン国家財政再建』早稲田大学出版部, 1978年, 23～24ページ)。

- 11) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 89, 訳, 448ページ。
ders., *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 386.
- 12) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 88-89, 訳, 447～448 ページ。ヘーゲル『法の哲学』(下), 高峯一愚訳, 205～206ページ。
- 13) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 93, 訳, 452ページ。
- 14) F. Hartung, a. a. O., 72, 訳, 163～164ページ。
- 15) Ebd., 147, 訳, 347ページ。なお, プロイセン改革によっても「地方行政は, 大体においていままで通りの道を固守していた。……郡長職もまた, 国家の官職とクライス等族制的地方自治の結合という, その旧来の性格を保持していた」(Ebd., 144, 訳, 342～343ページ)。
- 16) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 90, 訳, 449～450ページ。

4) 自由主義的経済政策の展開と州議会

以上のように1823年の州議会の設立の結果, 官僚は, 君主の国家大権を軸とし, かつ教養特権の基礎上で, 唯一の国家身分として州議会に対して自立性を獲得した。しかし, 土地所有を基礎とした身分団体の形成は, ハルデンベルクの構想した自由な市場経済を通じて, 共通の国家市民 (ein gemeinsames Staatsbürgertum) ¹⁾ を形成するという道の放棄であった。ハルデンベルクと古い貴族等族との間に形成された対立は, 1823年以降中央各省 (Staatsministerium) 内へ持ち込まれ, 南ドイツ諸邦と逆に「政治的には王政復古的に, 経済的には進歩的に行動する複線 (Doppelgleisigkeit) が国制政策的な指導的役割 (verfassungspolitische Führungsrolle) ²⁾ を官庁から奪う」のであるが, この結果, 個人の解放により経済的には自由であるが, 政治的には国家に拘束された社会が形成されていった。³⁾

以下この過程を, 内務省 (Innenministerium) と, ハルデンベルクの経済, 関税政策の延長線上での営業局 (Gewerbedepartment) との複線の矛盾を指摘した後, その結果を州議会を舞台として辿り, 官僚層が新しい事態に対応しつつ,

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開(4) (川本) 69
自立性を維持しつつづけていく経過を明らかにしよう。

上述のように1823年の州議会の設立は一般国法以前の見地に立つ貴族等族と改革を志した各省官僚との妥協の産物であった。しかし、結果は最初から騎士領所有者に有利に構成されていた。W. v. フンボルト (Wilhelm von Humboldt) の指導のもとに、議会問題を担当する一省が設けられたさい、皇太子を首領とする旧等族党 (altständische Partei) の、土地所有貴族の利益を守り、身分制上の差別の解消を志向しない路線が貫き、1823年6月5日に「古いドイツ国制の精神に従って」州議会が開設されたのであった。州議会に選出された三つの「身分階級 („Standesklasse“)」の比率は、一般的に言って大土地所有者、都市市民、農民の間で、 $1/2 : 1/3 : 1/6$ の比率を示していた。⁵⁾ また、西部二州のように、三つの階級の間で、平等の代表者が割当てられた所では、これにシュタンデスヘル (Standesherr) が加えられ、騎士層とともに閉鎖的なブロックを形成した⁶⁾ [第20表を参照せよ]。このように議員数において騎士領所有者は他の二つを凌駕していたのであるが、これは社会的現実から正当化され、将来をもまた確定するものであった。⁷⁾ この結果、ベルリンの各省 (Berliner Ministerium) へ提案する三分の二以上の決議を得るためには、身分間の妥協が必要であったが、賛成、反対いずれのばあいにも、騎士領所有者が数的に有利な立場を占め、屢々市民と農民の決議を麻痺させ、自己の利益を守るうえで優位に立ったのである。⁸⁾

ところで、ハルデンベルクの自由主義的経済、関税政策と、その延長線上での、営業局を中心とするローターの王立海外貿易会社 (Rothers Seehandlung) や、ポイトの営業促進のための技術代表団と、それに関連する協会 (Beuts technische Deputation und der angeschlossene Verein zur Gewerbeförderung) の活動による工業化への起爆により、内務省もこの方向を考慮に入れざるを得なくなった。⁹⁾ 自由主義的経済、関税政策の結果、自由な農場市場 (Gütermarkt) が形成され、騎士領の所有交替 (Besitzwechsel) が進展し、市民的騎士領所有者の数が増大していった。¹⁰⁾ これに対し、1823年に内相シュックマン (der Innenminister Schuckmann) は、「身分団体の基礎にあるのは、主として土地所有の安定とその促進である」と宣言し、10年間中断なしに所有を継続した騎士領にのみ選挙

権を与える条項を作成した。この被選挙者への10年条項 (die Zehnjahresklausal auf die Wahlbarkeit) は自由な農場市場に政治的施錠をかけるものであり、古くより定住している貴族的騎士領所有者を保護するものであった。¹¹⁾

しかし、この貴族的騎士領所有者の優遇措置は、とりわけ都市に対して深刻な影響を与えた。就中大都市では10年以上土地が一人の手に留まることは例外であったからである。この結果、被選挙者候補の数が減少し、1840年代に入り各州議会が所有期間短縮の決議をするに至っている。¹²⁾

なお、被選挙者候補減少問題は農民身分でも深刻であった。すでにⅠ〔Ⅱ〕の2で触れたように、調整資格の与えられた農民も、土地所有者になるためには、土地を割譲しなければならなかった。¹³⁾ところで被選挙者候補としての農民は、土地所有の最小規模または地租額によって決められた。これらの結果、この条件を満たす農民の少なかったオーバーシュレージエン地方では、州議会に対して資格のある者が一人もない郡 (Landkreis) が生じ、1843年に地租額を低める提案をしたが無駄であった。また、ポメルンとポーゼンも、第一回州議会において最小規模または地租額を低めるよう要求したが無駄であった。「国家は、最初に、被選挙権の下方への拡大を禁止する、以前からの慣習から出発したのであった」。¹⁴⁾

また、「営業の自由」と、営業局による営業の促進は、農村における営業を盛んにした。1827年に第一回ヴェストファーレン州議会は、有意義な特別の権利 (das sinnvolle Sonderrecht) を獲得した。すなわち、「本業 („Hauptgewerbe“)」としての農業の自己経営 (Selbstbewirtschaft) に拘束されないで、農村の営業者 [= 非農民] にも選出の道を開いたのである。これは、とくに州の南部で発展した家内工業を顧慮して、工^{ファブリーク}場や商業の代表者をも選出できるように配慮したものであり、社会発展に照応した措置であった。しかし、1839年に、州議会の反対多数にもかかわらず、内務省はヨリ高次の一般性の名において (im Namen höherer Allgemeinheit) この特別の権利を剝奪した。これは貴族の敵であるハルコルト (Harkort) やビーダーラック (Biederlack) の議席を奪うためであった。¹⁵⁾

この「本業」としての農業の自己経営という基準は、騎士身分となった市民

層にも向けられた。いまや農業と営業とは到る所で融合形態をとり、好景気の場合には営業税納入が地租を凌駕したのであるが、そのさいには突然、直ちに農業を「本業」としていないという理由でもって、被選挙権が奪われたのである。「経済的な営業の成功は、以上のように政治的に罰せられ」、「その背後には東部の社会構造への同化の一般的傾向が隠されていたのである」¹⁶⁾。

以上のように、ハルデンベルクにより軌道を敷かれた自由な市場経済を基礎に、営業局を中心に工業化への起爆の道が推進された結果、経済的不平等に基づく階級社会形成への方向が促進されるのであるが、こうした経済面で進歩的に行動した官僚の成果を、内務省を中心として、政治的には王政復古の方向へと、すなわち「東部の社会構造への同化の一般的傾向」へと導き、経済的成果を政治的に罰したのであった。ここではプロイセン改革における官僚の「上から」の指導と、その内部での複線により、政治面と経済面で異った結果を生み出した点、および内務省を中心とする王政復古的、身分制維持的政治路線は東部の社会構造への同化傾向、すなわち東部の土地所有をめぐる経済、社会、政治関係へ西部を〔経済的には階級社会形成への方向に委ねつつ〕政治的に同化させるという意図に基づくものであった点に注目しておきたい。

1) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 341, 343.

2) Ebd., 346. ここで国^{フエアファッスング}制という場合、「憲法 (Konstitution) としての Verfassung」ではなく、オットー・ブルナー (Otto Brunner) にしたがって政治的・社会的構造形式として理解された Verfassung」として理解し、使用する (Vgl. Ernst Wolfgang Böckenfelde, Der Verfassungstyp der deutschen konstitutionellen Monarchie im 19. Jahrhundert. in, ders. (Hg.), Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815-1918), Köln 1972, 147. エルンスト・ヴォルフガング・ベッケンフェルデ「一九世紀ドイツ立憲君主政の国制類型」, F. ハルトゥング, R. フィーアハウスほか著『伝統社会と近代国家』成瀬治編訳, 岩波書店, 1982年, 489ページ)。なお、三月前期におけるプロイセンと南ドイツ諸邦とザクセンを比較して、J. コッカはつぎのように指摘している。「確かに諸邦の間で大きな相違があった。南ドイツ諸邦は比較的自由主義的な憲法をもっていたが、しかし、経済的自由化〔と経済的發展〕に関しては控え目に留まった。逆にプロイセンは比較的確威主義的な国制をもっていたが〔成文の憲法はなく、個々の地域 (Region) の上部に位置する代議機関もなく、効率的な官僚と強力な

常備軍が存在], その代りに非常に自由主義的な経済政策〔資本主義と経済成長の促進, 営業の自由, 自由主義的関税政策等々〕をもっていた。ザクセンは経済的には最も進歩していたが, 国制においてはプロイセン以上に18世紀の古い制度に向かって方向づけられていた。1830年以降ザクセンは一定の改革を遂行した」(J. Kocka, *Lohnarbeit und Klassenbildung*, 55)。

因みに, 19世紀初頭に南ドイツは, 相ついで議会制度による憲法をもつようになった。ナッサウ公国が1814年, バイエルン王国が1818年, バーデン大公国が1818年, ヴュルテンベルク王国が1819年, ヘッセン・ダルムシュタット〔ヘッセン〕大公国が1820年に憲法を發布し, ザクセン王国は南ドイツ諸邦を模範として1831年に憲法を發布した。プロイセンは, 周知のように1848年12月5日の欽定憲法を大幅に反動の方向に修正した1850年1月31日の欽定憲法が最初のものであった(シュティンミング『近代ドイツ憲法史』市川米彦訳, 博文館, 1943年, 67~68, 75~76, 109~112ページ)。

これに対して自由主義的な経済政策の指標を営業の自由の導入に置いて比較すれば, 後に詳述するプロイセンでは1810年11月2日の勅令 (das Edikt vom 2. November 1810) であるのに対し, ナッサウが1860年, ザクセンが1861年, ヴュルテンベルク, バーデンが1862年, バイエルンが1868年であった (M. Tilmann, a. a. O., 7, 9)。

- 3) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 85, 訳, 443ページ。
- 4) F. Hartung, a. a. O., 149-150, 訳, 351~352ページ。
- 5) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 344.
- 6) Ebd., 344-345.
- 7) Ebd., 344.
- 8) Ebd., 345.
- 9) Ebd., 346. なお, 三月前期のプロイセンの経済政策は, ハルデンベルクの自由主義的経済, 関税政策と, 工業化の起爆のための重商主義的政策の両面をもっていた。R. コゼレックは重商主義的一自由主義的経済政策 (die merkantil-liberale Wirtschaftspolitik) の両面がお互いに補い合ったとしてつぎのように説明する。すなわち, 手工業は, 伝統と賠償義務 (Entschädigungspflichten) によってのみ妨げられたが, 全体として自由競争のもとに置かれたのに対し, 国家は大「国民工業 („Nationalindustrie“)」に対しては混合制度 (ein gemischtes System) を維持した。すなわち, 技術教育, 交通, エネルギー源セクター, すなわち鉱山, 冶金業の三つの領域で指導し, 工業化の基礎を築いたが, その衝に当たったのは教養官僚層 (die gebildete Beamtenschaft) であった。しかし, 工業化の成果はすべて自由競争に委ねられ, 王立海外貿易会社の諸企業と, 臨時の援

第23表 1831~1841年の州議会における官僚の表

州	王侯身分 Fürsten- stand	騎 士 身 分 Ritterstand			都市身分 Städtestand	村落身分 Stand der Land- gemeinde	全 体 の 数									
	現 存 者	官 僚	将 校	市 民	官 僚	将 校	市 長	官 僚	将 校	市 長	非 官 僚					
Preußen: 97			(47)		(28)	(22)										
第5回州議会 1834			10	13	7	—	1	—	8	—	—	—	7	8	81: 14	
第6回州議会 1837			15	9	7	—	—	—	10	—	—	—	7	10	86: 9	
第7回州議会 1841			14	12	4	—	1	—	8	—	—	—	4	8	84: 13	
Posen: 50				(26)		(16)		(8)								
第5回州議会 1841			1	1	1	—	1	—	5	—	—	—	1	5	48: 2	
Pommern: 49				(25)		(16)		(8)								
第5回州議会 1834			1	5	6	—	1	—	6	—	—	—	6	6	43: 6	
第6回州議会 1837			1	10	4	—	1	—	5	—	—	—	4	5	38: 11	
第7回州議会 1841			1	7	—	—	2	—	6	—	—	—	—	6	40: 9	
Brandenburg: 71				(36)		(23)		(12)								
第5回州議会 1834			2	9	5	—	1	—	7	—	—	—	5	7	61: 10	
第6回州議会 1837			—	11	5	—	—	—	8	—	—	—	5	8	60: 11	
Schlesien: 92	(10)			(36)		(30)		(16)								
第4回州議会 1833	6	3	1	2	15	—	—	—	8	—	—	—	—	8	69: 19	
第5回州議会 1837	8	2	2	3	12	1	—	2	1	10	—	—	4	10	73: 16	
第6回州議会 1841	9	2	3	2	12	1	—	—	—	9	—	1	—	5	9	77: 14
Sachsen: 73	(6)			(30)		(24)		(13)								
第4回州議会 1833	6	3	—	4	6	4	—	1	—	7	1	—	—	4	7	65: 8
第5回州議会 1837	6	2	—	2	8	8	—	—	1	6	—	1	—	10	6	63: 10
第6回州議会 1841	6	1	—	—	8	5	—	—	—	7	—	—	—	5	7	64: 9
Westfalen: 72	(12)			(20)		(20)		(20)								
第3回州議会 1831	6	—	—	—	4	—	—	—	—	2	3	—	—	—	2	58: 8
第4回州議会 1833	6	—	1	—	2	—	—	3	—	1	4	—	1	1	2	57: 9
第5回州議会 1837	8	—	—	—	4	—	—	1	—	2	1	—	1	—	3	62: 6
第6回州議会 1841	10	—	—	—	2	—	—	1	—	3	1	—	1	—	4	66: 4
Rheinprovinz: 80	(5)			(25)		(25)		(25)								
第4回州議会 1833	4	—	—	1	6	—	1	2	—	4	4	—	6	—	11	67: 12
第5回州議会 1837	5	—	—	1	6	—	1	2	—	2	2	—	6	—	9	70: 10
第6回州議会 1841	5	—	—	4	6	—	—	1	—	2	4	—	5	—	7	69: 11
第7回州議会 1843	5	—	—	4	5	—	—	—	—	2	—	—	6	—	8	75: 5

- (1) 官僚に含まれる者=郡長、下級事務官 (Regierungsräte) の行政官僚、司法官、鉱山、森林および税務官僚、総務委員会 (Generalkommission) の構成員。
- (2) 官僚的騎士の大多数は郡長であったが、その上層では下級事務官と県知事 (Regierungschefpräsident) がいた。著名な者として、v. Schrötter (Marienwerder 1841), v. Meding (Merseburg 1834, Brandenburg 州長官として合同州議会へ1847), Graf zu Stolberg-Wernigerode (Liegnitz 1833), v. Lüttwitz (a. D. Reichenbach 1833/37), Graf v. Pückler (Oppeln 1837), v. d. Horst (Minden 1826/37), v. Pestel (Düsseldorf 1830), v. Bonin (州長官として合同州議会へ1847)。また、1834年 Brandenburg 州議会へ蔵相 v. Alvensleben が選出。

助でもって干渉するに留まった。こうした政策は40年代に行き詰った、と (Ebd., 609)。また、ポイトと工業育成政策については 高橋秀行『近代ドイツ工業政策史——19世紀 プロイセン 工業育成振興政策 と P. C. W. ポイト——』有斐閣、1986年、における詳細な研究を参照せよ。

- 10) 騎士領の所有交替と市民的騎士領所有者の増大およびその議会への進出は州により異っている。東プロイセン州では、戦争と20年代の農業危機 (Agrarkrise) の結果、大規模で急速な所有交替が生じ、相当数の市民的騎士領所有者が州議会に進出した。ラインラントでは、それが40年代に生じた。シュレージエンでは、1847年に1,100の騎士農場が市民の手にあり、貴族の手には1,856が留まっていたが、合同州会に進出した36人の騎士領所有者のうち、3名のみが市民的所有者であった。選挙手つづき (Wahlverfahren) と所有条項が市民的所有者に対し道を閉ざしたのである (Ebd., 347)。なお、以上については第23表 (Ebd., Anhang V. より作成) を参照せよ。
- 11) Ebd., 347, 350.
- 12) 1841年には東エルベ地域の二つの州議会が、また1843年には五つの州議会が所有期間短縮の決議をしている (Ebd., 348)。
- 13) なお、この点については、さらに、Vgl. F. Hartung, a. a. O., 345, 訳, 344 ページ。
- 14) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 350.
- 15) Ebd., 348-349, 353.
- 16) Ebd., 348-349.

5) 官僚の州議会への進出

以上のように州議会設立以降、内務省を中心に州議会内部における貴族的騎士領所有者の優遇措置がとられた。すなわち、被選挙権の下方への拡大を禁止し、議会構成を (後に詳しく考察する) 東部の社会構造へと同化させることによってである。しかし、貴族的騎士領所有者の優遇措置 [=身分制議会秩序の維持措置] にもかかわらず、ハルデンベルクの自由主義的諸立法の結果、さらに工業化への起爆の結果、上述のように階級社会形成への動きが強まるにつれ、州議会は、ますます経済的利害代表の色彩を濃厚にしていった。すなわち、選挙候補者が選挙の組織化に着手するようになるにしたがって、州議会は政治的請願でもって満たされるに至ったのである。¹⁾ こうして中央各省との緊張が高まり、

中央各省は議會を従来通りに審議機関に留めるために、州議會に内と外から圧迫を加えたのである。

外からの圧迫の武器となったのは、被選挙者は「品行方正の評判 (ein „unbescholtener Ruf“)」をもつ者でなければならないという条項であり、この「評判」を確定するためには王の同意を必要とした。したがって、品行方正でないとの宣言 (die Bescholtenheitserklärung) により議席が奪われたのである²⁾〔身分制的名誉の形態〕。例えば、①1828年にシュレージエン州議會議員、ライヘンバッハ市長 ヴァイディンガー (der Reichenbacher Bürgermeister Weidinger) が、王による、ある法律の提案に強く反対したがゆえに、州議會の元帥 (Marschall des Landtags) により議席を奪われ、州長官メルケル (Oberpräsident Merckel) の尽力にもかかわらず、王は次の州議會へのかれの選出を拒否した。②同じ方法で1837年ヴァルデナイレ (Valdenaire) がライン州議會から遠ざけられた。

しかし、こうしたプロイセン官僚政治におけるマキアベリズム (der Machiavellismus) は、逆に官僚政治に対する憎悪をかきたてた。1845年にブルスト (Brust) が、シュレージエンにおいて、ライヘンバッハ伯 (Graf Reichenbach) による、公訴を提起する訴訟手続き (ein anhängig gemachtes Gerichtsverfahren) を理由に、州議會から排除された時、州議會と、出版物による憤激が猛烈を極め³⁾、ブルストは再び議席に返り咲き、国家指導は失敗に帰したのであった。

内からの圧迫として、国家は官僚を州議會に簡単に送り込むことができた。そして、かれの代理に対する費用を負担した。フォーム・シュタインをはじめ多くの改革官僚が、等族を官僚にするのが最適であると考えたのに対し、結果は逆になったのである。官庁と議會は厳密に分離されていたにもかかわらず、官僚は前者から後者へ移動した。1823年と24年に作成された、種々の州議會規則 (die verschiedene Provinzialstände-Verfassung) の9条または10条において、騎士層の官僚が州議會に選出されることのみが法的に定められ、そのさい自明のことながら、郡長 (Landräte) が想定されたのであった。第23表でみられるように、州議會に進出した郡長は、西エルベ地域より東エルベ地域の方が高い率を占めている。かれらは騎士層の後楯をもち、郡議會の任命した代表者とみな

されたのである。郡長に次いで、県副知事と県知事 (Regierungsvize- und Chefpräsident) が大土地所有者として州議会に入り、後述の合同州会には州長官と大臣が議員として選ばれた。時として州議会議員の四分の一にも達した官僚の役割は、議会の仕事に促進的に作用し、政治的には安定要素として作用した⁴⁾のである。

しかし、西エルベ地域の州議会における官僚に対しては、取り扱いが異っていた。各省は初めからこの地域選出の官僚に対して不信の念を持っていた。ここでは官庁や裁判所の地元出身者が選ばれる傾向があった。内相ロコウ(Rochow)は、1835年4月4日の訓令 (Reskript 4.4.1835) において、「とくに下級事務官 (Regierungsräte), 郡長, 市長, 公証人と弁護士」が農村と都市の議席を得てはならないと命じた。第23表から、都市と農村、とりわけ農村選出の官僚が東エルベ地域で皆無であり、西部二州で多く選ばれ、騎士領ではこの関係が逆になっている。1840年にアーヘン選出の自由主義的、カトリックの下級事務官リッツ (Ritz) が議席を追われた。かれが、『プロイセンとフランス』 („Preußen und Frankreich“) という世間の耳目を聳動した本を書き、ハンゼマン (Hanse-mann) の情報提供者として以前から嫌疑をかけられていたからである。かれの代りに、かれの同僚シュテフェンス (Steffens) が議席を得たのであるが、かれは第三身分〔都市〕から第二身分〔騎士領〕に昇格され、1845年には憲法委員会の指導者に任命され (eingesetzter Leiter des Verfassungsausschusses), カンプハウゼン (Camphausen) の請願を潰そうと試みたのであった。この種の陰謀は、繰り返しベルリンにより行なわれ、官僚政治に反対する風潮を強めたのであ⁵⁾った。

以上のように、「合理的な官僚層によって操舵され、成功に満ちた自由主義的経済政策と関税政策は、経済政策の政治的結果を阻害するためにあらゆることを為した、王政復古的、保守的に反動的な身分政策を伴ってすすめられた⁶⁾のである」。しかし、「外から——選挙の操舵によって——、または内から——州議会における官僚への圧力でもって——議会を柔順にしておこうとした国家の試みは、自分自身を殴り返す結果となった⁷⁾のである」。

ここでは、官僚政治の相対的自立性というドイツ政治制度の特質との関連において、官僚の州議会への進出と、そのさい東エルベ地域の郡長が騎士領選出として優遇された点の二点に注目しておきたい。つぎに、「三月革命」を境に、官僚政治の相対的自立性が、どのような変容を蒙りつつ維持されていくのか、の考察に入るのであるが、それに先立って、東エルベ地域の郡長との関連で、騎士領所有者と農業労働者および農民との間の政治的、社会的、経済的關係について一瞥しておきたい。この問題が身分制社会の局面の維持と官僚政治の相対的自立性の問題とに直接に関連するからである。

- 1) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 387.
- 2) Ebd., 384.
- 3) Ebd., 385.
- 4) Ebd., 386.
- 5) Ebd., 386-387.
- 6) Ebd., 346.
- 7) Ebd., 387.